

岐阜労働局発表
平成24年10月17日(水)

担 当	岐阜労働局労働基準監督課
	監督課長 松野 明広
	監察監督官 大谷 徹
	電話 058-245-8102

監督指導による賃金不払残業の是正結果

—平成23年度は過去最高の約6億円—

岐阜労働局（局長 佐々木 秀一）では、平成23年4月から平成24年3月までの1年間に、県内7労働基準監督署において賃金不払残業（所定労働時間外労働の一部又は全部に所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせること。いわゆる「サービス残業」。）を行わせていたとして是正を指導した事案について、次のとおりとりまとめた。

結果の概要

- ◆ 是正指導の結果支払われた割増賃金の合計額は約6億円で、統計のある平成15年以降過去最高額となった。
- ◆ 1,000万円を超える事案が15事案（平成22年度3事案）と大幅に増加。
- ◆ 業種別では、1億円を超えているものとして建設業1億5,000万円、保健衛生業1億3,500万円、その他の事業1億6,000万円。
- ◆ 1企業の最高額は1億2,000万円。
- ◆ 悪質な法違反のケースは、司法処分も含め厳正に対処する方針。

1 対象事案

平成23年4月から平成24年3月までの間（以下「平成23年度」という。）に、定期監督及び労働者からの申告等に基づく監督指導を行い、賃金不払残業を行っていた企業に対し、労働基準法第37条（時間外、休日及び深夜労働に係る割増賃金）違反として是正を指導した結果、不払になっていた割増賃金の支払が行われたもののうち、1企業当たりの割増賃金の支払額が合計100万円以上となったもの。

2 割増賃金の是正支払の状況（別添1参照）

- (1) 是正企業数は37企業、対象労働者数は4,829人、支払われた割増賃金の合計額は5億9,809万円である。
企業平均では1,616万円、労働者平均では12万4,000円である。
企業数では製造業16社、保健衛生業7社という順であり、対象労働者ではその他の事業1,648人が最も多くなっている。
- (2) 平成22年度と比較すると、企業数はマイナス9社（平成22年度46社）、対象労働者数はプラス776人（同4,053人）、支払額はプラス2億9,776万円（同3億33万円）となっている。
- (3) 支払額については、1企業で1億円を超える大型事案があったこと、また、是正支払額が1,000万円を超える事案が15事案（平成22年度3事案）と大幅に増加したこともあり、統計のある平成15年度以降過去最高となった。
- (4) 当局においては、あらゆる監督指導において労働時間の適正化、過重労働対策を重点課題としているが、今後も指導の強化を図り、重大・悪質事案については司法処分も含め厳しい態度で臨むこととしている。

3 賃金不払残業の是正指導事例

- (1) 労働時間の管理は自己申告制で行われていたが、時間外労働時間数に1か月に12時間の上限を設けことで不払残業が生じていたもの。本社及び5支店に同一日に立ち入り、全事業場で労働基準法第37条違反を確認。指導の結果、企業トップが社内報で不払残業撲滅及びその具体的方法を表明するとともに不払となっていた時間外手当5,600万円を支払った。
- (2) 出退勤の管理はICカードで行っていたが、早出、残業を行っても過少申告することにより不払残業が生じていたもの。出退勤時間と残業の申請に差異があっても会社側は黙認し業務命令とは考えていなかった。指導の結果、会社は労働時間管理について各階層に再教育を実施し、不払となっていた時間外手当3,700万円を支払った。

4 賃金不払残業の解消、長時間労働の抑制等に向けた重点的な取組の実施

当県における労働時間の現状をみると、依然として長時間労働の実態があり、過重労働による脳・心臓疾患、精神疾患などの健康障害も発生している。また、上記2のとおり割増賃金の支払に関し、労働基準法違反として是正を指導した事案も多数認められる状況にあることから、当局では、賃金不払残業の解消及び長時間労働の抑制に向け、次のような取組を推進する。

- (1) 「労働時間適正化キャンペーン」の実施（別添2参照）
県下7労働基準監督署においては、今後とも重点的に監督指導を実施する。ま

た、この11月を「労働時間適正化キャンペーン」として、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」及び「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の周知に努め、賃金不払残業の解消、長時間労働の抑制等を図る。

(2) 「はつらつ職場づくり推進会議」の開催

「労働時間適正化キャンペーン」期間中の11月22日（木）には、労使団体及び関係機関の参加による当局独自の取組である「はつらつ職場づくり推進会議」を開催し、労働時間管理の適正化、過重労働による健康障害防止等について気運の醸成を図る。

(3) 長時間労働の抑制等に向けた労使団体に対する協力要請の実施

(2)の会議において、当局幹部から、県内の主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業、労働組合において賃金不払残業の解消、長時間労働の抑制等に向けた積極的な取組が行われるよう、協力を要請する。

割増賃金の是正支払状況（1企業当たり100万円以上）

業種	企業数	対象労働者数	是正支払額（万円）
製造業	16	699	11,054
建設業	3	587	15,109
運輸交通業	3	106	2,110
商業	2	240	1,510
金融広告業	1	76	240
保健衛生業	7	1,452	13,522
接客娯楽業	1	21	392
その他の事業	4	1,648	15,872
合計	37	4,829	59,809
		企業平均	1,614
		労働者平均	12

※ 対象事案は、平成23年度に定期監督及び申告等に基づく監督において割増賃金の不払に係る指導の結果、合計100万円以上の割増賃金の支払がなされたもの。

みなおします。

別添 2

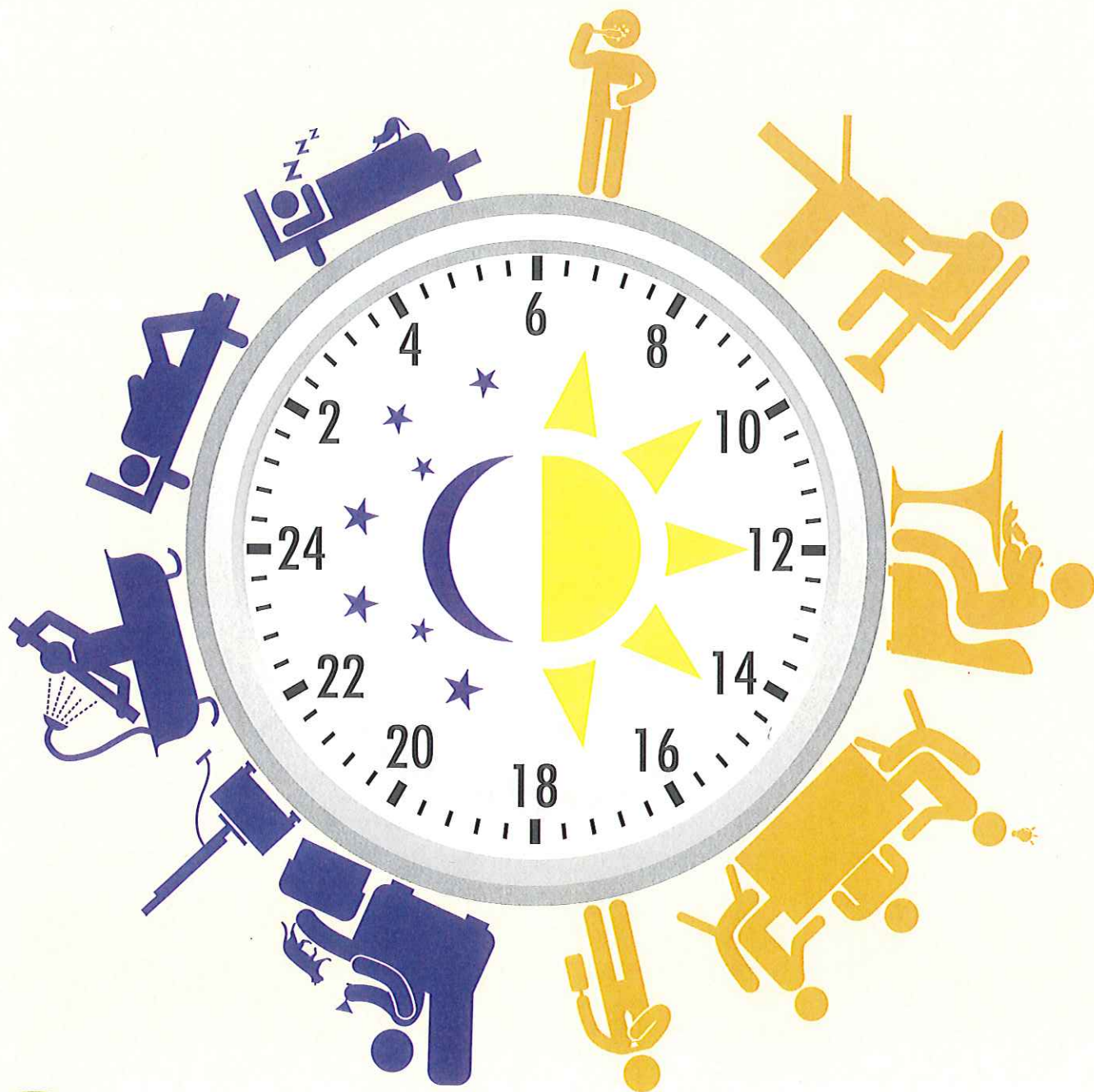
わたしの仕事、わたしの時間。

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？

ほとんどの日は仕事で終わっていませんか？

健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。

この機会に一度、みなおしてみませんか？



11月
は

労使がともに協力し労働時間の短縮を～過重労働、賃金不払残業をなくしましょう～

「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11月1日(木)～11月30日(金)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は

「労働時間適正化キャンペーン」

期間です。



現状の課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数が増加に転じるなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。



長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。



問題の解消

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。^{※1}

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、限度基準^{※3}に適合したものとすることが必要です。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※4}

- ① 労働時間適正把握基準^{※1}を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制を整備しましょう。

※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月、厚生労働省)

※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※4 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)



監督指導による賃金不払残業の是正結果の推移(100万円以上)

